### 小学生・保護者の皆さんへ

# 自転車に安全に乗っているかな?







転んだときや、ぶつかったと

ヘルメットを かぶりましょう。



歩道がないところは、 どうる ひだりがわ ほし 道路の左側を走りましょう。

<sup>いち じていし</sup> 一**時停止と** あんぜんかくにん 安全確認を 蕊れないで。



歩道は歩行者に気をつけて 車道寄りをゆっくり走ろう。



帰ってきたら自転車に **鍵をかけましょう。** 

こうさてん 交差点では曲がってくる 自動車に気をつけましょう くつできてるかな?



てるかな?

信号を守って、青になったら、 左右と右後ろの安全を

確かめてから ァール 渡りましょう。

確認しましょう。 飛び出し

**覚護しの悪い交差点では** がず止まって左右の安全を

> 買い物が 帰り道も気を つけよう!









## これはダメ ぜったいやめよう! やめさせよう!

ながんで走ること ふたりの 二人乗りをすること



スマートフォンなどの 画面を見ながら運転すること



かさを差して運転すること



#### 保護者の方へ

#### 子どもにルールを教えましょう

● 保護者の方は、その監護する未成年者が自転車を安全で 適正に利用できるよう、必要な技能や知識を習得させるよう 努めなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第15条第1項)



#### ヘルメットをかぶりましょう

- 保護者の方は、13歳未満の子供にヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。(道路交通法第63条の11)
- 自転車利用者は、年齢を問わず、ヘルメット等の着用に努めるものとされています。(東京都自転車安全利用条例第19条)

## 自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等※に加入している必要があります!! (令和2年4月1日~)

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がけがをするだけでなく、相手にけがなどをさせることがあります。 万が一に備えて、保険等に加入している必要があります。

- ※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済
- 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命 又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条)
- 保護者の方は、未成年のお子さんが自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。(東京都自転車安全利用条例第27条の2)

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等は、傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することもできます。また、点検整備された自転車の車体に付帯された保険(TSマーク付帯保険)もあります。既に加入している保険等に補償が付帯している場合もありますので、確認してください。詳細は、保険会社や保険代理店等にお問い合わせください。

#### 自転車側が加害者になった賠償責任の例

小学5年生の少年が、坂道を自転車で下っていた際に、前方不注意で女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態。裁判所は、少年の保護者に監督責任を認め、約9,500万円の賠償を命じました。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(本文中は「東京都自転車安全利用条例」と表記)では、自転車損害賠償保険等への加入やヘルメットの着用などの規定を設けています。詳細は交通安全課まで。





